



—日本証券業協会—

# 「今後の社会構造の変化を見据えた証券税制等のあり方に関する懇談会」での検討の様様について

今後の社会構造の変化を見据えた証券税制等のあり方に関する懇談会 座長

**井 瀧 正彦**  
(野村資本市場研究所執行役員)

本年6月、日本証券業協会では、「今後の社会構造の変化を見据えた証券税制等のあり方に関する懇談会」（以下「本懇談会」という。）報告書を公表した。本稿では、本懇談会における議論と提唱された内容について述べることにしたい。

## I. 検討の経緯など

### 1. 本懇談会の設置

日本証券業協会では、本懇談会の設置に先立ち、平成22年9月に設置された「証券市場

の新たな発展に向けた懇談会」の報告書において、少子高齢化が進行する我が国の現状に鑑み、証券界においても「今後の社会構造の変化を見据えた適切な対応の促進」に取り組む必要性が提起された。

本懇談会は、この報告書の内容を受け平成23年9月に設置されたものであり、証券界の代表のみならず、シンクタンク、学界等の外部有識者を加えて構成され、委員以外のゲストスピーカーも招いて、計7回の検討・意見交換を行った。

### 2. 我が国の現状

現状、我が国は様々な問題に直面しているが、「社会構造の変化」といった点からは、「少子高齢化の進行」が最も大きな問題の1つである。

言うまでもなく、我が国の年金制度は、必要な年金原資を同時期の現役世代の保険料で賄う「賦課方式」が採用されているが、現在

#### 〈目 次〉

- I. 検討の経緯など
- II. 少子高齢化と教育資金
- III. 少子高齢化と年金制度
- IV. 投資家の裾野を拡大し経済を活性化させるための制度
- V. その他の課題
- VI. おわりに

---

の日本経済を支えている現役世代2.6人が高齢者1人を支える状況が30年後の平成52年(2040年)には現役世代1.4人が高齢者1人を支えることになる予想されている。

加えて、「国及び地方の長期債務残高」<sup>(注1)</sup>は慢性的な赤字が続く状況で、平成23年度末では894兆円程度と対GDP比約190%に達した模様であり、公的年金制度を維持するための財政による支援も多くは期待できない。

我が国の経済は、東日本大震災からの復興需要もあり、緩やかな回復基調にあるものの、本格的な景気回復には、一層の投資の促進や個人消費の増加による後押しは不可欠である。「少子高齢化の進行」は、現役世代の負担の増加が見込まれる中で、将来に対する不安から消費を抑制する動きを助長し、我が国経済の活力の回復の足かせとなると懸念される。

### 3. 少子高齢化に対する本懇談会の 問題意識

以上のような我が国の現状を踏まえ、「少子高齢化の進行」といった問題について、次の2つの点から本懇談会では議論を行った。

#### (1) 教育資金の確保について

資源の少ない我が国において、限られた資本(財産)を効率的に活用することが経済の活力を取り戻すためには重要であり、我が国にとって人材こそが“資本(財産)”である。しかしながら、現役世代にとっては、この次世代を担う人材の育成に必要な教育資金の確

保が困難となっている。

最近アジアでは、“Sandwich Generation”が議論になっている。“Sandwich Generation”とは子どもの教育費と親の介護の費用が同時期に集中する現役世代という意味であるが、我が国における昨今の晩婚化、高齢出産が増加すると、20年後の日本では、①子どもの教育費、②自分の老後、③親の介護が同時期に集中する“3重苦”(トリレンマ)となってしまうと想定される。

また、近年は我が国の所得水準も低下傾向にある上、運用利回りを年利0.5%にするなどの一定の前提を置いたシミュレーションでは、子どもが1人から2人に増えた場合、2人目の子どもが大学に進学する頃には両親の貯蓄額がゼロとなるという試算もあるなど、教育費が家計のかなりの圧迫要因になっている。

我が国においては、このような経済的な不安要因から教育費の負担感により、子どもを産み育てることに困難を覚えるといった現象が少なからず生じている可能性があり、これが少子高齢化や人材不足の進行に拍車がかかる要因になり得るものと考えられる。

#### (2) 現役引退後の所得の確保について

一般的に現役引退後、公的年金以外に必要な生活費は2,500万円から3,000万円<sup>(注2)</sup>と言われている。また、平均的な生活を送るためには月30万円程度<sup>(注3)</sup>必要とされているが、これは現役時における生活費と大差はな

い。

今後ますます少子高齢化が進展すると予想されること及び現在の年金財政の状況に鑑みれば、現役引退後の生活費として公的年金のみに頼ることは期待できない。にもかかわらず働き盛りの4代をみても約4割が現役引退後の所得の確保のため資金の準備を全くしていない。備えをしている場合でも100万円から500万円の間が最も多いという統計結果もみられ<sup>(注4)</sup>、現役引退後の生活に必要な額には遠く及ばないことから、国民1人ひとりによる現役引退後の備えの重要性がさらに増していると考えられる。

以上の現状認識及び問題意識から、議論に当たっては「我が国経済の活性化」及び「現役世代による自助努力の後押し」という2つのキーワードを意識しながら、本懇談会では、少子高齢化に対応するため、次世代を担う人材の育成のための教育資金の確保に関する施策について、また、現役世代が現役引退後の所得の確保に関して自助努力を後押しするための施策について議論を行った。

## ■ II. 少子高齢化と教育資金

本懇談会では、次世代を担う人材育成のための教育資金の確保に関して、子育て世代の自助努力や高齢世代からの資産移転を促す仕組みについて議論を行った。

### 1. 教育資金の確保の必要性

日本が直面している問題である、人口減少に伴う経済成長の鈍化を克服するためには、有能な人材を育てて活躍してもらうことが、これまで以上に重要となる。しかし、アジアにおける大学進学率を比較すると、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、タイに続き、我が国は5位(約50%)に甘んじており、もはや教育大国とは言えない状況である。

人材育成や教育というテーマは、主要先進国では既に重要な政策課題となってきたという経緯があるが、実務的な議論になったときに、どのようにその費用を手当するのが大きな問題になる。

我が国の家計における教育費負担は、主要国と比べても高水準にある上に、現役世代の賃金所得が伸び悩んでいることもあり、負担感が高まる一方となっている。教育費の家計負担を教育段階別に比べると、大学段階の負担が最も重くなるが、民主党政権下では、小学校から高校までは子ども手当や高校教育の実質無償化により対応が講じられたものの、この大学段階については公的な手当がなされていない。また、我が国の現行の大学教育費をめぐる制度としては、奨学金制度や金融機関による低利の融資制度があるものの、いずれも大学入学以後の支援制度となっている。

他方、我が国同様、大学段階での家計負担の高い米国、英国では、大学入学以後の支援はもちろんのこと、入学以前の準備段階での税制上の優遇制度もあり、充実している。特

に、両国においては、大学教育資金作りのための自助努力を後押しする税制優遇制度（米国においては529プラン、英国ではチャイルド・トラスト・ファンドとその後継制度ジュニアISA）があることから、我が国においてもそのような制度を導入することが必要であると考える。

## 2. 個人奨学金口座（仮称）の導入

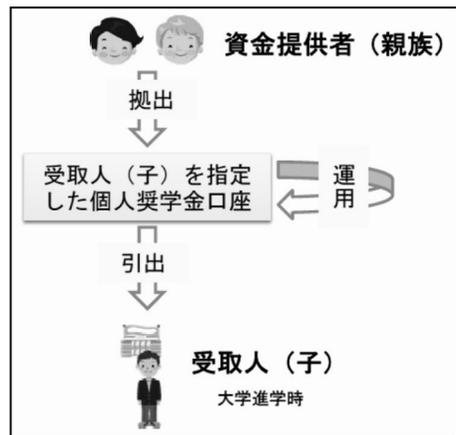
本懇談会では、次世代を担う人材の育成のための大学教育資金の確保に関して自助努力を後押しするため「個人奨学金口座」（仮称）の導入が提唱された。

意義としては、現在の我が国に欠けている「教育資金を先に貯める」ための制度を創設し、家計の自助努力を支援できることである。長期投資の担い手となることが期待される子育て世代の教育資金作りニーズに応えられることや、投資教育を兼ねられることも指摘できる。

また、我が国経済の活性化という本懇談会のもう1つの観点に立ち、両親の所得水準が上昇しづらい昨今の状況に鑑みると、両親の自助努力に加え、仮に、高齢世代に対して次世代育成のために早期の資産移転を促すことができれば、子育て世代における将来の不安の緩和を通じて、現在萎縮している消費を喚起する副次効果も期待できると思われる。そもそも、我が国の家計の金融資産は高齢世代に偏在しているため、この状況を修正していくことも、家計全体での自助努力の一環と捉

えることもできる。高齢世代に対して早期の資産移転にインセンティブを与え、教育という目的を絞った移転を可能にさせることで、家計全体で将来の人材育成に資することができるという見方もある。

本懇談会で提唱された個人奨学金口座の具体的なスキームの一例は、下記のとおりである。



- ・両親や祖父母などの親族が、受取人として子（や孫）を指定した「個人奨学金口座」へ、資金を抛出する。口座は、金融機関・証券会社が提供する専用口座である。名義は資金提供者であり、複数の金融機関で開設できる。
- ・子が大学へ進学するまで、資金提供者が口座で資金を運用する。運用益は非課税とする。
- ・子が大学へ進学する時点で、子本人が個人奨学金口座の資産を引き出し、自分名義の口座へ振り替えることができる。

・両親や祖父母などの親族が子（や孫）を指定した口座へ資金を拠出すると、贈与税の対象となる場合もあるが、5年分の贈与税基礎控除枠の前倒し利用が認められるものとする。

上記のスキームに加え、子が大学に進学しなかったり、子が大学進学する際、当該資金を必要としなかったりした場合は、当該子に名義を変更した上、現役引退後の年金積立口座として流用できるスキームも提唱された。

また、税制面のスキームの他、以下の提案があった。

- ①今後の円滑な国債・地方債の消化の促進のため、「個人奨学金口座」での運用商品について、50%は国債・地方債で運用するものとしてはどうか。
- ②大学の資金ニーズに応え、かつ、投資家の教育資金作りに資するため、例えば、投資元本に通常の金利以上の金利を上乗せした額を大学の入学時やその後の授業料に充当できるといった投資家への特典を加えた債券など、商品開発をさらに積極的に行ってはどうか。

今後、拠出枠の有無や、拠出方法（積立と一括）、拠出者（祖父母などの親族や第三者利用）はさらに具体的なスキームの検討が必要であるが、その際、一般個人の利便性を重視するのはもちろんのこと、管理のためのシステム投資や運用負担等の観点からも検討を

加え、一般個人も取扱金融機関も利用しやすい仕組みにすることが、制度普及を目指すためには重要であると考える。

### ■ Ⅲ. 少子高齢化と年金制度

#### 1. 確定拠出年金制度について

現行の年金制度は様々な問題を抱えている。賦課制度の下で、公的年金の役割は縮小せざるを得ない。また、あらかじめ決められた算式に基づき年金給付を約束する確定給付型企業年金（DB）においては、市場環境の悪化から運用難となった場合、積立不足の解消を企業が負担しなければならず、企業経営を圧迫する要因であることが指摘されている。

少子高齢化の進む我が国では退職後の生活の子世代に依存できる状況ではなく、多くの国民にとって、私的年金を活用した自助努力の重要性は一段と高まっている。私的年金の一角を占める確定拠出年金（DC）は、個人勘定ベースで受給権確保や離転職時のポータビリティに優れる、従業員向け投資教育が提供されるといった特徴を持っており、自助努力を支援する制度として高いポテンシャルを持っていることから、今後より利用しやすい形でのDCへの期待は一層高まっていくと思われる。

#### (1) 確定拠出年金制度の問題点とその解決のための提唱

確定拠出年金は平成13年の導入以後、既に

加入者数400万人を超える制度に成長しているが資産残高は5兆円程度にとどまっている。上記の観点から、さらなる普及を遂げるため、以下に掲げる現行制度の課題を解決していく必要があると考える。

### ① 加入対象者の拡大

#### 【現行制度の問題点】

現行制度においては、企業に勤務する従業員（国民年金第2号被保険者）や自営業者等（国民年金第1号被保険者）の加入が認められているが、イ）職場にDBのみがある企業従業員、ロ）家庭の主婦などの第3号被保険者、ハ）60歳以上の者（一部を除き働き続けていても不可）、ニ）公務員はその対象とされていない。

#### 【問題に対する提唱】

現行制度において加入対象となっていない以下の者については、それぞれの理由から加入の対象とすべきである。

- イ）職場にDBのみがある従業員……労働者同士の公平性の観点から、職場でDB、DCの両方に加入する従業員と同様な自助努力の機会を与えるべきであること
- ロ）家庭の主婦などの第3号被保険者……個人型加入を認めることにより、継続的な資産形成が可能となる。公的年金の保険料を直接負担していないという論点はあるが、少子高齢化が進む中、女性の労働市場への円滑な出入りを促すメリットが大きいこと
- ハ）60歳以上65歳未満の者（全員）……公的年金支給開始年齢が65歳になること

ニ）公務員……公務員年金制度改革の議論を踏まえた措置（注5）

### ② 拠出限度額の引上げ

#### 【現行制度の問題点】

現行制度において、拠出限度額が以下のとおり定められている。

- イ）企業型（企業年金がDCのみ）：月額5.1万円
- ロ）企業型（DB、DC両方提供）：月額2.55万円
- ハ）個人型（企業年金のないサラリーマン）：月額2.3万円
- ニ）個人型（自営業者等）：6.8万円

また、これまで企業型確定拠出年金については、個人拠出が認められていなかったが、本年から個人拠出（いわゆるマッチング拠出）が認められ、これを所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象とされたが、上記イ）及びロ）の拠出限度額の枠内、かつ、事業主の掛金を超えない範囲との制限がある。

DCの掛金の設定方法は85%以上が昇格・昇給に伴い掛金額の増えるタイプであり、一般的に給与の低い若年期に、DC掛金拠出枠の「使い残し」が発生する。マッチング拠出の導入によりこの問題は緩和されるが、マッチング拠出についても事業主の掛金を超えない範囲とされていることなどから解消はされない。

#### 【問題に対する提唱】

- イ）マッチング拠出の拠出制限の撤廃
- ロ）拠出枠の年度を越えた繰越しを認める代

わりとして生涯にわたる拠出限度額を設ける「生涯拠出限度額」の概念の導入

この概念を導入することにより、

- i 金額的に現在の拠出限度額を維持したままでも、総額2,300万円以上の資産形成枠が得られる（月額5.1万円のケース）
- ii 若年期の税制枠の「使い残し」を後年に繰り越せば、限度額を使い切る可能性が増す
- iii 所得水準が大きく変動する人や、限られた期間に集中的に所得を得る人などでも、十分な老後のための資産形成の機会を得ることができる

などのメリットが享受できる。

### ③ 中途引出要件の緩和

#### 【現行制度の問題点】

現行制度においては、「貯蓄ではなく年金」であることを強調するために、中途引出要件はきわめて厳格に設定されており、本制度の普及を阻害する一要因となっている。

#### 【問題に対する提唱】

確定拠出年金制度において、米国では、離転職時はペナルティ課税を支払えば中途引出が可能であることに加え401(k)プランの加入期間中の引出も困窮時には可能である。また、401(k)プランの多くが、融資を可能にしている。これは普及促進の観点から必要という政策的判断によるものである。

我が国でも、医療費、介護関連の支出など、一定の条件を定めた上で、困窮時の引出を認

めるよう提唱するとともに、融資を可能とすべきことも提唱する。

### ④ 特別法人税の撤廃

#### 【現行制度の問題点】

特別法人税は、平成26年3月末まで凍結されているが、原則は、運用期間中に資産残高に対し課税される。運用期間中に残高に課税する特別法人税の考え方は、年金に対する税制としては国際的にみても特異である。

#### 【問題に対する提唱】

特別法人税については、運用利回りがマイナスになるのが珍しくはない現状、残高に対する課税は過度に厳格であり、撤廃が妥当である。

### (2) 確定拠出年金制度の税制以外の論点

本懇談会では、確定拠出年金制度に関する税制以外の論点として、同制度における投資教育の重要性について指摘がなされた。つまり、同制度における事業主をはじめ関係者が加入者の金融リテラシーを向上させるための努力を続けることより、個別金融商品の知識のみならず、ライフ・プランニングといった視点で加入者が投資すべき対象を選択できるようにすべきではないかというものである。

他方、現実的に考えると、全ての加入者が合理的な投資を選択できるようになるのも難しいかもしれない。この点につき、DC加入者の多様性や時間的制約ゆえに生ずる投資教育の限界に関し、参照すべき1つの対応策として、米国におけるデフォルト商品（加入者が

自分の口座資産の運用指図を行わない場合の投資先として、あらかじめ指定されている商品のこと)の活用という考え方も提示された。

こうした点の他、運営関係者の管理コストの負担が重いことや運営管理機関のシステム基盤が異なることから発生するポータビリティ上の問題点についても指摘があった。

## 2. 中長期的な課題としての新たなスキームの提示 (日本版IRA)

私的年金を利用した自助努力を促進する仕組みとして、既に確定拠出年金 (DC) があるが、本懇談会において、DCとは別に新たな枠組みとして日本版IRAが提唱された。

現行の年金制度は、1階は基礎年金としての国民年金、2階は厚生年金のいわゆる公的年金制度となっており、3階の部分は確定給付年金など企業・雇用形態ごとの企業年金で構成されている。

そのうち、いわゆる3階部分の企業年金については、①制度間の資産の移換 (ポータビリティ) が限定的である、②企業間・雇用形態間における公平性の問題、③年金制度の所管省庁が分散しており、制度が統一化していない、④制度によって税制上の取扱いが異なる、などの問題を抱えていることが今回新しい制度が提唱された背景である。

日本版IRAは米国のRoth IRAを参考に提唱された制度であり、その特徴としては大きく2点ある。

1つ目は新たに現行の3階部分に上乘せすることを念頭に、現在、確定拠出年金に加入できない主婦や公務員なども対象とするなど、あらゆる国民が加入可能であることである。

2つ目は拠出時に課税し、運用時・給付時非課税 (TEE型：Tは課税、Eは非課税) とすることである。これは現行の公的年金等控除を利用した場合、EETとすると実質的にはEEEとなるという見方の中で、このような新たな税制優遇制度の導入に対して理解を得にくいことなどが理由として挙げられる。

日本版IRAについては、本懇談会において賛同する意見が多くあった他、①TEE型よりEET型の方が投資家にとってよいのではないか、②新たな制度を導入するより法律で導入が認められた日本版ISAを発展させた方がよいのではないか、③日本版IRAは現行の年金制度を整理統合した後の受け皿としての役割とすることも同時に提唱すべき、などの意見もあった。

本制度については、どのような形で導入するにせよ、実務上の問題点等を今後議論していくことが期待される。

## ■ IV. 投資家の裾野を拡大し 経済を活性化させるための 制度

我が国の現役世代の自助努力を後押しする制度として平成26年1月から、少額の上場株

---

式等投資のための非課税措置、いわゆる日本版ISAが導入されることが既に決まっている。

本懇談会では、日本版ISAをより実りある制度にしたいとの観点から活発な議論が行われた。

### ○ 日本版ISA（小口の継続的長期投資非課税制度）に関する論点

日本版ISAは、平成20年当時、リーマンショック後の日経平均株価の低迷を背景に、多様な投資家（特に新規の小口投資家）の参入を促し、厚みのある株式市場の構築、市場の活性化を目的として当時の政府与党の「生活対策」<sup>（注6）</sup>の一項目として公表された後、法制化されたものである。

当初の案では5年間の措置（毎年1口座、最大5口座開設可能）とされていたものが、3年間の措置（毎年1口座、最大3口座開設可能）と期間が短縮化されるなどの変更が加えられ、現在に至っている。

本懇談会においては、日本版ISAについては自助努力の促進という概念においては賛同する意見も出されたものの、その問題点として、①3年間の暫定措置としての制度であること、②1年間1人1口座に制限されているなど制度の実務上の運用が煩瑣又はシステムコスト負担が重いこと、③1年間100万円までと投資額が制限されている、④ISA口座内での商品の乗り換えという考え方が認められず、いったん売却すると枠が再利用できない

こと、⑤投資対象商品が上場株式等に限定されていることなどが挙げられ、現状の制度についてより利便性を向上させること及び事務手続きを簡素にするなどの措置が必要ということでは意見が一致した。

日本版ISAについては、導入されるに際し利便性が高く、事務手続きも簡素なものとなるよう、制度設計が見直されることを期待したい。

## ■ V. その他の課題

自助努力が求められる時代にあって、国民各層において金融リテラシーの向上や投資家のニーズに合った運用商品の開発が従来以上の大きな課題になっている。本懇談会では、証券税制以外の論点としてこれらの課題について議論が行われた。

### 1. 金融・証券教育の必要性

現役世代による教育資金や引退後の生活資金の確保を自助努力により行うためには、国民1人ひとりが資産運用に対する正しい知識を身につける必要がある。

金融・証券教育については様々な課題があるが、現在の社会は、今までの大人世代の常識が覆るくらいのことが起こりつつあり、我々金融業界としては、社会全体に向けてきちんとしたメッセージを発信していく必要がある。

すなわち、少子高齢化の進行や人口の減少

により、日本の将来について悲観的にならざるを得ない中、「投資」によりリスクをとっていくことが将来の可能性を大きく拡げることになるということ、また、「自助努力」を行わないとこれまでのような豊かな暮らしができないことを伝えていかなければならない。

学校のみならず、家庭や職場など生活の様々な場面において、お金に向き合う機会が持たれ、金融リテラシーが向上するよう、日本証券業協会をはじめ、金融・証券教育を行っている機関は適切な資源の配分を行い、効率的に知識の普及を進めていく必要がある。

## 2. 個人のニーズ・新たな商品の開発について

本懇談会では、基本的に税制という仕組みを中心に議論されてきたが、一方、その仕組みという「器」に入れるべき運用商品などに対する個人のニーズについても議論が行われた。

金融商品の中でも投資信託については、少ない投資金額で分散投資ができることから、個人の資産運用に非常に適した金融商品の1つであるが、投資信託について、委員から個人のニーズについて、様々な提唱があった。

①投資信託は投資経験のない個人の認識として「プロに運用を任せる商品」との意味合いを持っているが、プロに運用を任せるからには、ベンチマークに対する勝ち負けだけではなく、絶対リターンを追求する商品開発がなされるべきであるとする意見

②確定拠出年金におけるデフォルト商品の必要性に関する意見（前述Ⅲ1(2)を参照）

③年金のための長期運用に適した投資信託の商品開発は、税の恩典を受けられるか否かにかかわらず、業界として努力すべきであるとする意見

このうち③の意見について、年金型のクロード期間が長い投資信託又は無分配の投資信託とする商品設計については、税当局に対し税制上の疑義が発生しないよう対話を行っていく必要があるとの意見が出された。

投資信託以外にも、現役を引退間際又は引退後間もない年齢層（60歳から75歳まで）の個人のニーズについても議論があった。

この年齢層の個人の資産を分析すると、保険やマイホームといった資産に偏りがあり、流動性のある資産が不足していることが特徴とされることから、不足流動性を保険やマイホームを利用してどのように補完するかということに焦点を当てて商品開発をするべきとの提唱もあった。

さらに、金融商品を提供する販売会社に対する個人のニーズも出され、販売会社は偏った商品の品揃えをすべきでなく、個人が様々な金融商品を運用対象にできるようなゲートキーパー的な役割を持つことが重要であるとの意見も出された。

---

## ■ VI. おわりに

最後に本懇談会として、今後、市場関係者において取り組むべき内容について、「早期に取り組むべきこと」、「中長期的に取り組むべきこと」、「その他取り組むべきこと」というカテゴリーに整理の上、以下のとおり提唱したい。

### 1. 早期に取り組むべきこと

#### (税制改正要望の検討・実施)

本懇談会で提唱された以下の税制改正要望項目について積極的に取り上げていただくことを望みたい。

- ・確定拠出年金制度のさらなる普及のため、前述の問題点について税制改正要望を行う。
- ・平成26年に制度導入が予定されている日本版ISAについては、その拡充を図るとともに、個人投資者の利便性及び金融商品取引業者等の実務に配慮した簡素なものとするについて税制改正要望を行う。
- ・個人奨学金口座（仮称）の導入に向けた詳細なスキーム作りの検討を行うとともに、税制改正要望を行う。

### 2. 中長期的に取り組むべきこと

本懇談会の議論では、新たな私的年金の枠組みとして日本版IRAが提唱された。日本版IRAについては導入する場合のスキームや問題点、さらには税制優遇のあり方などについ

て、実務上の観点からの検討が進められることを希望したい。

なお、前述のとおり、我が国の現行年金制度においては、3階部分は複数の制度が分立しており、また、平成26年には日本版ISAが施行される予定である。様々な制度が並存することにより、制度が複雑となり、利用者が混乱するという危険性もある。将来的には並存する制度を整理・統合していく必要性も生ずると考えられる。

### 3. その他取り組むべきこと

新たな制度が導入されたものの、その器（制度）に入れるべき中身が存在しないのでは意味がない。市場関係者におかれては、個人金融資産が効率的に活用され、次世代の人々が生き生きと暮らせるような社会の実現を念頭に置きつつ、長期にわたり投資に対応できる新たな金融商品（特に投資信託）の開発についてはその不断の努力に期待したい。

金融・証券教育については、今後の確定拠出年金への期待が一層高まっていく中、行政及び関連団体が一丸となって、その普及・啓発活動を推進すべきであり、また、日本証券業協会が行う普及・啓発活動は、必要に迫られている現役世代を中心に、明確な到達目標を据えた上で効率よく推進していくことが望まれる。

我が国の少子高齢化は今後急速に進行することが予想されるが、少子高齢化は「今後

---

の社会構造の変化」ではなく、既に着実に進行している問題でもある。本懇談会報告書が関係者の積極的な対応の契機となれば幸いである。

(注1) 出典：財務省ホームページ

(注2) 日本年金機構のデータを基に事務局による試算

(注3) 生命保険文化センター平成22年度「生活保障に関する調査」(平成22年12月発行)によると、「老後の最低日常生活費」として月額22.3万円、「ゆとりある老後生活費」として36.6万円という結果が出ている。

(注4) フィデリティ退職・投資教育研究所、サラリーマン1万人アンケート

(注5) 本懇談会報告書の取りまとめ時点では、公務員年金制度改革の議論は進行中であったが、2012年7月5日に共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議の報告書が出され、キャッシュ・バランス・プラン方式が適当とされた。DCが公務員に馴染まないとする報告書本文の記述には、DCの実態を踏まえると違和感の残る箇所もあった。例えば、「公務員は、短期の運用実績等を心配せずに長期の視点で仕事に取り組んでもらう必要があるため、確定給付型年金の方が適している」という意見が挙げられたが、DCの運用が長期投資であることは投資教育で必ず伝えられるポイントの1つである。

(注6) 平成20年10月30日「生活対策」(新たな経済対策に関する政府与党会議、経済対策閣僚会議合同会議)



「今後の社会構造の変化を見据えた証券税制等のあり方に関する懇談会」名簿

座長 井 渦 正 彦 (野村資本市場研究所執行役員)  
委員 安 藤 敏 行 (安藤証券代表取締役社長)  
〃 和 泉 昭 子 (生活経済ジャーナリスト)  
〃 大 垣 尚 司 (立命館大学大学院教授)  
〃 川 上 進 次 (大和証券執行役員)  
〃 楠 雄 治 (楽天証券代表取締役社長)  
〃 国 政 貴美子 (ベネッセホールディングスCHO)  
〃 小 林 正 浩 (明和証券代表取締役社長)  
〃 高 平 敬 造 (野村証券経営役員)  
〃 野 尻 哲 史 (フィデリティ投信 フィデリティ退職・投資教育研究所所長)  
〃 秦 穰 治 (プルーデント退職年金研究所理事長)  
〃 播 磨 秀 樹 (みずほ証券ビジネスサービス専務取締役)  
〃 前 田 昌 孝 (日本経済研究センター主任研究員)  
〃 森 中 寛 (光証券代表取締役社長)  
〃 吉 井 一 洋 (大和総研金融調査部制度調査担当部長)  
オブザーバー 野 村 亜紀子 (野村資本市場研究所研究部主任研究員)  
〃 山 田 直 夫 (日本証券経済研究所主任研究員)

以 上 17名  
(敬称略・五十音順)